令和7年10月20日教育課程部会特別活動ワーキンググループ資料3

学習指導要領について

学習指導要領に関する法制上の仕組み

教育課程編成の基本的な考え方

玉

学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定 (各教科等の構成、年間の標準時間数、教科等の大綱的な目標、内容等)

教育委員会 (設置者)

教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定 (学年・学期、休業日、校務分掌、教育課程編成や教材使用の手続き等)

学校 (校長)

学校や地域、児童生徒の実体等を踏まえ、創意工夫した教育課程を編成・実施

教育課程に関する法制上の仕組み

<u>○教 育 基 本 法:</u> 教育の|

教育の目的、目標を規定。【法律】

<u>○学 校 教 育 法:</u>

各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教科に関する事項は 文部科学大臣が定めることを規定。【法律】

○ 学校教育法施行規則:

各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、 文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。【省令】

幼稚園教育要領学習指導要領:

教育課程全般にわたる配慮事項などの総則と、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標、内容の取扱い(幼稚園における各領域のねらい、内容の取扱い)を規定。【告示】

幼稚園教育要領解説学習指導要領解説:

総則及び各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動(幼稚園における 各領域のねらい、内容)について、学校種毎に学習指導要領等の改善の趣 旨及び内容について解説したもの。

法令上定められている教育の目的・目標について

教育の目的(基本法1)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の目標(基本法2)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を 養う。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。
- |四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

幼児教育

幼児教育の目的 (学教法22)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する

義務教育

義務教育の目的(基本法5②)

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養っ

小学校教育の目的 (学教法29)

心身の発達に応じて、義務教育 として行われる普通教育のうち 基礎的なものを施す

中学校教育の目的 (学教法45)

小学校における教育の基礎の上に、 心身の発達に応じて、義務教育と して行われる普通教育を施す

後期中等教育 (高校など)

高校の目的(学教法50)

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す

幼児教育の目標 (学教法23)

- ①健康、安全で幸福な生 活のために必要な基本 的な習慣を養い、身体 諸機能の調和的発達を 図る
- ②集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う
- ③身近な社会生活、生命 及び自然に対する興味 を養い、それらに対する 正しい理解と態度及び 思考力の芽生えを養う
- ④日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、 言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う
- ⑤音楽、身体による表現、 造形等に親しむことを通 じて、豊かな感性と表現 力の芽生えを養う

義務教育の目標(学教法21)

- ①自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う
- ②生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う
- ③伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養 うとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う
- ④家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養う
- ⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う
- ⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑦生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解 し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る
- ⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な 理解と技能を養う
- ⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う

高校の目標(学教法51)

- ①義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う
- ②社会において果たさなけれ ばならない使命の自覚に基 づき、個性に応じて将来の 進路を決定させ、一般的な 教養を高め、専門的な知 識、技術及び技能を習得さ せる
- ③個性の確立に努めるとともに、 社会について、広く深い理 解と健全な批判力を養い、 社会の発展に寄与する態 度を養う

学力の3要素(学教法30②:小学校、49:中学校、62:高等学校、70:中等教育学校)

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを 活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度 を養うことに、特に意を用いなければならない。

特別支援学校の目的(学教法72)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

学習指導要領の変遷

平成元年 改訂

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成 (生活科の新設、道徳教育の充実)

平成10~ 11年改訂 基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの [生きる力]の育成(教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設)

平成15年 一部改正 学習指導要領のねらいの一層の実現(例:学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小・中学校の補充・発展学習を追加)

平成20~ 21年改訂 「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス

(授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入)

平成27年一部改正

道徳の「特別の教科」化「答えが一つではない課題に子供たちが道 徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換

平成29~ 30年改訂 「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱で整理、社会に開かれた教育課程の実現

今次学習指導要領の改訂の経緯

現行の学習指導要領等については、平成28年12月 に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等 学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申)」を受けて改訂。

答申		告 示	実施	移行措置
平成28年12月21日中央教育審議会	幼稚園	平成29年 3月31日	平成30年4月	平成30年4月~
	小学校		令和2年4月	
	中学校		令和3年4月	
	高等学校	平成30年 3月30日	令和4年度より 年次進行で実施	平成31年4月~
	特別支援学校 (幼稚部及び 小学部・中学部)	平成29年 4月28日	幼・小・中・高校に準じて実施	
	特別支援学校	平成31年 2月4日		

学習指導要領の全体構造

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる **思考力・判断力・表現力**等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む 「社会に開かれた教育課程 | の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の 新設など

各教科等で育む資質·能力を明確化し、目標や内容を構造 的に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための 学習過程の質的改善



主体的・対話的で深い学びの実現 (「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。





学びを人生や社会に 生かそうとする **学びに向かうカ・ 人間性**等の涵養

生きて働く **知識・技能**の 習得 未知の状況にも 対応できる思考力・判断力・表現力等の育成







【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各 教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ ながら、知識を相互に関連付けてより深く理解し たり、情報を精査して考えを形成したり、問題を 見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に 創造したりすることに向かう「深い学び」が実現 できているか。

学習指導要領の構成 一小学校の例一

第1章 総 則

第3章 特別の教科 道 徳

第2章 各 教 科

第1節 国 語

第2節 社 会

第3節 算 数

第4節 理 科

第5節 生 活

第6節 音 楽

第7節 図画工作

第8節 家 庭

第9節 体 育

第10節 外国語

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

く現行学習指導要領の内容の構造のイメージ例>

国語(小学校)

※内容全体を資質・能力ごとに整理

知識及び技能 言葉の特徴や使い 方 話や文章に含まれて いる情報の扱い方 思考力、判断力、表現力等 A 話すこと・聞くこと B 書くこと 読むこと

理科(小学校)

※内容を一定のまとまりごとに資質・能力で整理

